

県営湛水防除事業の運用について

平成 28 年 4 月 1 日付け 農整第 6 号
最終改正 平成 31 年 3 月 29 日付け 農整第 1147 号

第 1 趣旨

県営湛水防除事業（以下、「湛防事業」という。）の運用については、農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日づけ 24 農振第 2114 号）（以下、「防災減災要綱」という。）及び農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号）（以下、「交付金要綱」という。）、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）（以下、「非公共要綱」という。）によるほか、この運用の定めるところによる。

第 2 事業の実施要件

1 大規模

大規模とは、防災減災要綱、交付金要綱の定めにより大規模となるものについて適用する。この大規模は、岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）（以下、「条例」という。）に定めのある特大規模とする。

2 小規模

小規模とは、本運用第 2 の 1 に該当しない農業用排水機場等の改修を実施する地区にあって、防災減災要綱、交付金要綱の定めにより小規模となるもの及び、定めのないものについて適用する。

第 3 負担区分

防災減災要綱又は非公共要綱中の実施計画策定等の調査事業、その他各要綱中の定額補助を除き、本運用第 2 の 1 から 4 については、岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）（以下、「条例」という。）に定めるとおり分担金を徴収する。

第 4 その他

本運用第 2 の 2 を条例に定めのある中山間地域において実施する場合は、防災減災要綱又は非公共要綱による中山間地域の特例を適用する。

附 則

1 この運用は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この運用は、平成 30 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

1 この運用は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。